

証券経済学会会則

(名称)

第1条 本会は、証券経済学会と称する。

(目的)

第2条 本会は、証券に関する理論、歴史、政策およびその他の事項の研究を行ない、学問の進歩および経済の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行なう。

1. 大会および研究部会の開催
2. 会報、学会報告集、図書等の刊行
3. その他本会の目的達成に必要な事項

(事務所)

第4条 本会の事務所は東京都内におく。

(会員)

第5条 本会は、第2条に掲げる事項を研究する者をもって正会員とし、第2条および第3条の事業に賛助する者をもって特別会員とする。
本会に、名誉会員をおくことができる。名誉会員は理事会が推薦し、会員総会の承認を受ける。

(入会)

第6条 本会に入会するには、正会員2名の推薦および理事会の承認を必要とする。

(会費)

第7条 会員は次の年会費を納入する。

- | | |
|-----------|-----------|
| 1. 正会員 | 9,000円 |
| 2. 特別会員個人 | 5,000円以上 |
| 3. 特別会員法人 | 30,000円以上 |

(役員)

第8条 本会に次の役員をおく。

- | | |
|---------|-------------------|
| 1. 理 事 | 若干名(うち1名を代表理事とする) |
| 2. 会計監事 | 2 名 |
| 3. 幹 事 | 若干名 |

以上のほか顧問を若干名おくことができる。役員は、正会員をもってあて、その任期は2年とする。理事・会計監事・幹事の任期については上限を設けない。

(理事および理事会)

第9条 理事は正会員の投票によって選出する。理事は理事会を組織する。理事会の議事は、

出席者の過半数の議決により決定する。理事会は会務の重要事項を決定する。理事は理事会の決定にもとづいて会務を処理する。

(代表理事)

第 10 条 代表理事は理事中より互選する。代表理事の任期は連続 3 期を上限とする。
代表理事は本会を代表し会務を総理する。

(常務理事)

第 11 条 理事はその互選により常務理事若干名を選ぶことができる。
常務理事は理事会の委任を受けて常務を処理し、代表理事を補佐する。

(会計監事)

第 12 条 会計監事は正会員の投票によって選出する。会計監事は会計を監査する。

(幹事)

第 13 条 幹事は理事会が委嘱する。
幹事は理事の常務を補佐する。

(顧問)

第 14 条 顧問は理事会が推薦し、会員総会の承認を受ける。
顧問は理事会の諮問に応ずる。

(会員総会)

第 15 条 本会は、毎年 1 回以上会員総会を開催する。
会員総会の議事は、出席正会員の過半数の議決により決定する。
会員総会は、事業計画および事業報告の承認、役員を選出、会則の変更、その他理事会または会員総会が必要と認める事項について審議し決定する。

(会計年度)

第 16 条 本会の会計年度は、毎年 7 月 1 日より翌年 6 月 30 日までとする。

(処分)

第 17 条 会員が本会の名誉を傷つける、または第 2 条の目的に反する行為をしたとき、本会役員会の決議と会員総会の承認をもって当該会員を処分することができる。
この処分には、一定期間の会員資格の停止、除名が含まれる。

(改正施行期日 2026 年 9 月 14 日)